

## 平成24年第2回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成24年3月26日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第3号 本巢市暴力団排除条例について
- 日程第4 議案第4号 本巢市地区集会所条例を廃止する条例について
- 日程第5 議案第5号 本巢市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第6号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第7号 本巢市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第8号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第9号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 本巢市印鑑条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 本巢市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 本巢市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第14号 本巢市図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 本巢市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第17号 本巢市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第18号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第19号 本巢市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第20号 本巢市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第21号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第22 議案第50号 平成24年度本巢市一般会計予算について
- 日程第23 議案第51号 平成24年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第52号 平成24年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第25 議案第53号 平成24年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 日程第26 議案第54号 平成24年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第55号 平成24年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 日程第28 議案第56号 平成24年度本巢市水道事業会計予算について
- 日程第29 議案第57号 本巢市教育委員会委員の任命について
- 日程第30 議案第58号 本巢市教育委員会委員の任命について

- 日程第31 発議第1号 鵜飼静雄議員に対する議会運営委員辞職勧告決議について  
日程第32 発議第2号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例について  
日程第33 発議第3号 本巢市議会会議規則の一部を改正する規則について  
日程第34 閉会中の継続審査申出書について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員（17名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
16番	大西徳三郎	17番	遠山利美
18番	鵜飼静雄		

---

## 欠席議員（1名）

15番 上谷政明

---

## 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	中島治徳
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	高橋卓郎
健康福祉部長	浅野明	産業建設部長	坂井嘉徳
林政部長兼 根尾総合支所長	奈良村竜生	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	川村登志幸	会計管理者	古田浩

---

## 本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	石川博光	議会書記	安藤正和
議会書記	五井淳人		

---

## 開議の宣告

### ○議長（遠山利美君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号1番 江崎達己君と2番 鏑本規之君を指名いたします。

---

## 日程第2 諸般の報告

日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

最初に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 安藤重夫君。

### ○産業建設委員会委員長（安藤重夫君）

産業建設委員会より委員会の諸般の報告を行います。平成24年3月26日で報告をいたします。

3月16日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において、産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には、委員6名と議長が出席し、藤原市長、青木副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件10件の審査、協議案件1件についての審査を慎重に協議をいたしました。

初めに、道路改良箇所と小水力発電整備箇所の現地を視察をいたしました。

引き続き、午後13時から、産業建設部の付託案件、議案第16号 本巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、議案第21号 市道路線の認定及び廃止についての審査、協議案件について、議案第50号 平成24年度本巣市一般会計予算のうち、産業建設部及び林政部に属する予算についてを協議をいたしました。

付託案件、議案第16号、議案第21号については質疑はありませんでした。

協議案件、議案第50号については、青年就農給付金事業に関し、貸し出し農地の整備に対する助成について、用悪水路の整備方法について、小規模農家組織化支援事業について、地域農家マスタープランの情報公開について、小水力発電施設の管理について、観光協会への補助金内容について等の質疑がありました。

続いて、上下水道部関係の付託案件、議案第17号 本巢市下水道条例の一部を改正する条例について、議案第18号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、議案第19号 本巢市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、議案第20号 本巢市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第53号 平成24年度本巢市簡易水道特別会計予算について、議案第54号 平成24年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第55号 平成24年度本巢市公共下水道特別会計予算について、議案第56号 平成24年度本巢市水道事業会計予算についての審査と、協議案件、議案第50号 平成24年度本巢市一般会計予算のうち、上下水道部に属する予算についての協議を行いました。

付託案件、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第54号、議案第55号の審査では質疑がありませんでした。議案第53号の審査では、水道の宅地内引き込みについて、議案第56号については、地震災害に備えた配水管の対応について、老朽管の整備についての質疑がありました。

協議案件、議案第50号については、ハード事業は整備が進んでいるが、今後のソフト面も含めての整備計画について、公共下水道事業と農業集落排水事業との統合について、浄化槽補助事業の進捗が悪いが、その対策についての質疑がありました。

以上、報告申し上げます。

#### ○議長（遠山利美君）

次に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君。

#### ○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

総務企画委員会から報告いたします。

3月19日午前9時から、本庁舎第1委員会室において、総務企画委員会を開催しました。

委員会には、委員5名が出席し、議案説明のため、藤原市長、青木副市長、各所管部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件8件、協議案件1件の協議をいたしました。なお、上谷委員は、病気のため欠席でした。

初めに、総務部関係の付託案件、議案第3号 本巢市暴力団排除条例について、議案第4号 本巢市地区集会所条例を廃止する条例について、議案第5号 本巢市防災会議条例の一部を改正する条例について、議案第6号 本巢市税条例の一部を改正する条例について、議案第7号 本巢市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例について、協議案件、議案第50号 平成24年度本巢市一般会計予算のうち、総務部、議会事務局、根尾総合支所及び他の委員会に属さない予算について協議をいたしました。

付託案件、議案第3号については、イベント主催者による確認方法について、イベント区域の判断について、関係団体の名簿入手についての質疑がありましたが、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号については質疑がありませんでした。

協議案件、議案第50号についての質疑では、年少扶養控除廃止に伴う市民税への影響について、

課税所得がふえることによる国保税、保育料等への影響について、市税滞納繰越額の内訳及び収納見込みについて、消防団員へのサポート事業所への優遇措置について等の質疑がありました。

続いて、企画部関係の付託案件、議案第8号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第9号 本巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例についての審査、協議案件、議案第50号 企画部に属する予算についての協議をしました。

付託案件、議案第8号、議案第9号についての審査では、それぞれ質疑がありませんでした。

協議案件、議案第50号 企画部に属する予算についての協議では、笑顔のまちづくり懇談会での市民意見の反映について、地域おこし協力隊員の活動拠点について、移住・定住補助事業での定住の判断について、マスコットキャラクター作成事業について、「淡墨桜の日」おもてなし事業と観光協会の連携について、事務事業評価の外部評価委員の選考について等の質疑がありました。

最後に、請願第1号 消費税増税に反対する請願について審査を行いました。

各委員から、それぞれに意見をお伺いしたところ、現在、国において慎重な審議が継続していることから、継続審査にしてはどうかとの意見一致を見ました。よって、この請願については、委員会として議長に対し、閉会中の継続審査を要するものとし、会議規則第104条の規定に基づき、申出書を提出させていただきました。

以上、総務企画委員会の報告といたします。

#### ○議長（遠山利美君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 後藤壽太郎君。

#### ○文教福祉委員会委員長（後藤壽太郎君）

それでは、文教福祉委員会から諸般の報告を行います。

3月21日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において、文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には、委員6名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、青木副市長、白木教育長、各所管部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件8件の審査、協議案件1件について慎重に審査・協議をいたしました。

初めに、市民環境部関係の付託案件、議案第10号 本巣市印鑑条例等の一部を改正する条例について、議案第11号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について、議案第12号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第51号 平成24年度本巣市国民健康保険特別会計予算について、議案第52号 平成24年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算について、協議案件は、議案第50号 平成24年度本巣市一般会計予算のうち、市民環境部に属する予算についての協議をいたしました。

付託案件、議案第10号、議案第51号の審査では質疑がありませんでしたが、議案第11号の審査では、根尾診療所の利便性について、議案第12号の審査では、改正の手法について、医療費の分析について、議案第52号の審査では、保険料の増額について、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会にお

ける議論についての質疑がありました。

続いて、協議案件、議案第50号の協議については、緑のカーテン設置事業の市民啓蒙について、葬祭料の助成実績について、不法投棄処理費の増額について、集団回収の奨励について、可燃ごみの処理について、太陽光発電システム設置事業について等々の質疑がありました。

続いて、健康福祉部の付託案件、議案第13号 本巣市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例について、協議案件、議案第50号 本巣市一般会計予算のうち、健康福祉部に属する予算についての協議がなされました。

付託案件、議案第13号の審査では、条例改正に至った経緯について、在宅介護人への慰労金について、他市町の状況について。

続いて、協議案件、議案第50号の協議については、子どもセンター利用者の実数について、子ども支援センターとの施設供用について、北部地域での施設整備について、子ども手当の未申請者について、健康増進計画策定作業について、保育料減額対象者について、年少扶養控除による保育料算定への影響について、保育士の給与体系の見直しについて、糸貫西幼稚園の入札方法について、敬老会の運営について、障害者自立支援法等の改正による影響について、地域福祉協力員の状況について、糖尿病予防の取り組みについて、自殺予防の事業内容について等々の質問がありました。

引き続いての教育委員会においては、付託案件、議案第14号 本巣市図書館条例の一部を改正する条例について、議案第15号 本巣市体育施設条例の一部を改正する条例についての審査では、それぞれの議案において報告すべき質疑はありませんでした。

協議案件の議案第50号 平成24年度本巣市一般会計予算のうち、教育委員会に属する予算についての協議では、青少年野外活動事業の活動内容について、小・中大規模改修事業の改修内容について、かがやきドームの芝の取りかえについて、新学習指導要領の変更による評価について、生活支援員の学校配置について、特別支援補助の支援内容について、安全マップの配布先について、ネットワークシステム構築での費用比較について、図書電算化に向けての作業の流れについて、図書館分館に対する考え方について、少人数学校の保護者負担の軽減について、学校行事の共同運営について、学校施設での緑のカーテン事業について等々の質疑がありました。

以上、報告といたします。

#### ○議長（遠山利美君）

以上で諸般の報告を終わります。

---

### 日程第3 議案第3号から日程第9 議案第9号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

#### ○議長（遠山利美君）

日程第3、議案第3号 本巣市暴力団排除条例についてから日程第9、議案第9号 本巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第3号から議案第9号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君。

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

報告いたします。

議案第3号 本巢市暴力団排除条例について、審査の経過と結果について報告します。

初めに、祭礼やイベントで暴力団のとあるが、確認方法、警察との連携については、市側が窓口となるのかとの質問に対し、このことについては、主催者であるイベントの実行委員会での対応になる旨の回答がありました。

イベント区域内の判断はどこですのかという問いに対しては、公共施設の区域内であれば、市の許可が必要になり、路上であれば、警察署に対して道路使用許可の申請がされる旨の回答がありました。

また、市では、その取り扱いに関し、今年度より申請者に対し代表者のみならず出店参加者の名簿の添付を求め、名簿については、警察署に照会をかけて万全を期したいとの旨の回答がありました。

次に、警察署より関係団体の名簿は入手しているのかとの問いに対しては、個人情報関係で詳しく申し上げることはできないが、過去に入札関係で資料提示を受けたことがある旨の回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第4号 本巢市地区集会所条例を廃止する条例について、審査の経過と結果について報告します。

審査をしましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第5号 本巢市防災会議条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

審査しましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第6号 本巢市税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

審査を行いました。報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第7号 本巢市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

審査を行いました。報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第8号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部より詳細説明を受け審査を行いました。報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第9号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部より詳細説明を受け質疑に入りましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

**○議長（遠山利美君）**

議案第3号 本巢市暴力団排除条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鏑本君。

**○2番（鏑本規之君）**

委員長にお伺いいたします。3号についてですけれども。

暴力団というものに対する規定なんですね、私の知る限りでは広域暴力団、もしくは指定暴力団というふうな国のほうでは定められているんですね。広域暴力団、もしくは指定暴力団、広域暴力団が指定暴力団になるんですけれども、指定暴力団というものが一つの暴力団という形になるとするならば、その配下である、また組員である組員は、暴力団員ということになるんですね。

そういうふうな解釈の中において審議をされたのかということと、もう一つは、その暴力団員に、市民等は暴力団員等に財産上の利益供与をしてはならないということが記載されておりますけれども、ここをどのように判断をされていたのか。また、そういうことが議論の中でされていたのか、お伺いをいたします。

**○議長（遠山利美君）**

委員長 若原君。

**○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）**

暴力団については執行部から説明がありましたので、執行部のほうで、総務部長のほうに再度お願いしたいと思います。

**○議長（遠山利美君）**

総務部長 中島君。

**○総務部長（中島治徳君）**

暴力団員等ということですが、暴力団員等につきましては、さきの新聞等にもございましたように、広い範囲をもちまして、暴力団の組長に車を貸していたとかという件が新聞報道にございましたように、そういう広い意味での暴力団員等ということですが、

具体的にはいろんな事例があるわけですが、役員等が暴力団員等であるなど、また暴力



団、または暴力団員等が経営または運営、実質的に関与している個人または法人とか、そのように  
いろいろな規定ございまして、会社、個人問わず、それに関係するものをすべて暴力団員等というく  
くりでございます。以上でございます。

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

もう1点、財産供与についての質問もありましたが、委員会の中でたしかその説明は市としての  
判断を説明されと思ったと思うんですが。個人の、個人的なことはないんですけど、市としてはどう  
考えているかということも説明されていたと思うんですが。

○議長（遠山利美君）

委員長に対する質問やで、これは執行部で。

〔挙手する者あり〕

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

今、部長のほうから少し問題になるかというような回答を得たんでございますけれども、たまた  
ま新聞に載っておった組長に対して車を貸した業者が指名停止になったかと思うんですね、関のほ  
うでという。その記事を通して今説明をされたかと思うんですが。これは大垣にある施設だったと  
思うんですね。そこへは、正直なこと言いまして、たくさんの市町村の産廃が持ち込まれていたは  
ずなんです。下手をすれば、この本巣市のごみもそこに処理されていた可能性はゼロとは言えない。

そういう中において、この排除条例、今さっき言ったように、市民等は暴力団員等に財産上の利  
益を与えてはならないという、これが先ほど言われた車を貸していたということにつながるかと思  
うんですね。

そうすると、本巣市の中においては暴力団とのおつき合い、本巣市の中にもかなり暴力団員と言  
われる人がいるかと思うんです。また、そういう人たちが飲食店等を経営している人もいるかと思  
うんですね。すると生産者の中に農家の人がいっぱいいるわけですよ、市民の中に。そういう人た  
ちが、その店に物を売りに行ったときに、それを利益供与とみなすのか否かということが心配にな  
るから聞いているわけなんです。ですから、そういうことも含めて審議をされたのかということ  
を聞いたわけなんです。

○議長（遠山利美君）

委員長 若原君。

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

そういう細かいところまでは、質疑、また問題といたしますか、質疑の中には入っていないと私ち  
よっと個人的に思います。皆さんが理解されていたかどうかは、それはわかりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

今回のこの排除条例につきまして、私の知るところによりますと、県から指導といたしますか、そんなものがございまして、こういったものを、参考的なもの配られて取り組んでいくといったようなことがあったかと存じておりますが、市町見ますと、そういうものは一切見ずに独自でつくった、今回一斉にかかるとるようでございますが、したとこもあるようでございますが、我が本巢市については、その点についてはいかがなのか、お聞きしたいんですが。

○議長（遠山利美君）

委員長 若原君。

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

おかしな質問。

○3番（黒田芳弘君）

聞いてない、そこまで質問なかったらなかったで。

○議長（遠山利美君）

なかったら言わな、なかったら。

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

はい、そうです。そこまでは質疑はありませんでした。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

質疑がなかったということではありますが、やっぱり自分のこの市町に当てはめて、独自性のものではないと、なかなかこういった単に格好だけで正当してもいかがなものかと思いますが。委員長のお考えはいかがですか。

○議長（遠山利美君）

委員長 若原君。

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

内容についていろいろ質疑がありましたけど、そこまで細かい、独自性のものというところまでは、質問とかそこまでは煮詰めていないと私個人は思います。

○議長（遠山利美君）

ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

以上で質疑を終わります。

総務企画委員会委員長は自席にお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第3号 本巣市暴力団排除条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号 本巣市地区集会所条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第4号 本巣市地区集会所条例を廃止する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号 本巣市防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第5号 本巣市防災会議条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

**○18番（鵜飼静雄君）**

本案については、委員会で特に審議がなかったということなので質疑は行いませんでしたが、当初にこれを付託する前の質疑の中でいろいろ申し上げました。それも含めて反対討論をしたいと思えます。

今回の条例改正の大もとになったのは、東日本大震災の復興財源を賄うという目的の増税です。これは、国民が連帯して負担を分かち合うというのが本来の趣旨でございました。

けれども、実態は所得税を2.1%、25年間増税をする。個人住民税は10年間、1,000円、市で言えば500円ではありますが、上乗せをします。このようにして、庶民には8兆1,000億円の負担を押しつけるという内容になります。

その一方で、法人税は5%の恒久減税をする。その範囲内で3年間、付加税を課すというものであり、25年間で考えれば17兆6,000億円もの大減税をする、このように偏った内容になっており、とても賛成できるものではないというふうに考え、本案に反対するものであります。

**○議長（遠山利美君）**

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

後藤君。

**○14番（後藤壽太郎君）**

今回の改正の中にたばこ税も入っておりますが、大変、懐が厳しいと思っております。

しかしながら、1,000兆円の負を抱える日本にとって、どこかから財源を求めないといけないというふうなことで、皆さんで負担できるものは負担しというのがこれは原則でありますので、これに賛成をいたします。以上です。

**○議長（遠山利美君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第6号 本巢市税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号 本巢市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第7号 本巢市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第8号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号 本巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第9号 本巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第10号から日程第15 議案第15号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

##### ○議長（遠山利美君）

日程第10、議案第10号 本巣市印鑑条例等の一部を改正する条例についてから日程第15、議案第15号 本巣市体育施設条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第10号から議案第15号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 後藤壽太郎君。

##### ○文教福祉委員会委員長（後藤壽太郎君）

それでは、文教福祉委員会の報告をいたします。

議案第10号 本巣市印鑑条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

審査しましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果

について報告いたします。

施設の利便性を考えたときに、公衆電話が撤去されて患者間で不満が出ているがとの問いに対し、公衆電話の撤去については、NTT側の都合で利用頻度の少ない箇所については引き上げをしている。御指摘のとおり苦情に対しては、受付窓口に張り紙をして、迎えなどで自宅等に連絡を入れたい方については、窓口に申し出をしていただくよう周知し、不都合のないように対処している旨、回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

執行部からの補足説明の後、審査に入りました。

今回の改正は、附則改正としているが、医療費の支払いが安定していることを考えると、本則改正にしてはどうかとの質問に対して、平成22年の本則改正以来、受益者負担軽減のために附則改正を行っている。今後、医療費が上昇するようなことがあれば、本則の改正をお願いすることとなるが、今の状況であれば、次年度以降についても、附則改正を考えていきたいとの回答がありました。

医療費の分析についての質問に対しては、平成21年度の分析から、本巢市においては、心臓疾患による入院患者がほかと比べると大変多く医療費を底上げしている。そのため、健康管理の啓蒙に努め、特定検診の受診率を上げ、予防指導につなげたいとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号 本巢市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

本条例の改正に至った経緯について質問があり、事務事業評価により見直しを進める中で、他市町との状況も加味しながら、量から質への行政サービスを進めたところであるとの回答がありました。

この条例は、在宅介護人への慰労に対し効力のあるものとの認識をしているが、16日以上との日数で句切るのは極端過ぎる。もう少し緩やかな判断はないかとの質問に対し、日数のとらえ方については、デイサービス利用とショート利用の公費負担を加味し、判断をしている旨、回答がありました。

他、他市町の状況はどうかとの質問に対しては、市民税の非課税世帯のみとしているところが2市、短期入所利用の日数で年7日以上の利用制限をしているところが4市、要介護度4・5を対象としているところが7市となっている旨の回答がありました。

採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号 本巢市図書館条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

審査しましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

審査しましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（遠山利美君）

議案第10号 本巢市印鑑条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へ。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第10号 本巢市印鑑条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号 本巢市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕



起立全員です。したがって、議案第11号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第12号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号 本巣市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

#### ○18番（鵜飼静雄君）

では、反対討論を行います。

今回の条例改正は制度の大きな変更であるというふうに思いますが、それにもかかわらず、市長の言う市民協働の中で協議した結果ではなく、先ほど委員長報告にもありましたように、事務事業評価の中で出てきた話ということでもあります。我々も今回提案されて初めて知るといふ、こういうやり方が到底理解できないし、賛同できないというふうに言わざるを得ません。

また、仮に是正が必要だとしても、この条例案では、ショートステイを例えば16日利用し、残りの十四、五日を在宅で介護する場合、介護者に対する慰労はゼロになります。ゼロか100かではな

くて、段階的な考えを持つのが福祉の心ではないでしょうか。そういった点から、本案には断固として反対をいたします。

○議長（遠山利美君）

ただいま反対の発言がありました。

賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

やむを得ない状況かなと思います。制度どうのこうのもありますし、執行部側としてはやむを得ん措置でこのような条例の改正になってきたかなと思っております。そんなようなことで賛成します。

○議長（遠山利美君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第13号 本巣市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号 本巣市図書館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第14号 本巣市図書館条例の一部を改正する条例については、

委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第15号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第16号から日程第21 議案第21号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

##### ○議長（遠山利美君）

日程第16、議案第16号 本巢市市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてから日程第21、議案第21号 市道路線の認定及び廃止についてまでを一括議題といたします。

議案第16号から議案第21号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 安藤重夫君。

##### ○産業建設委員会委員長（安藤重夫君）

報告いたします。

付託案件、議案第16号 本巢市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

審査いたしました。報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第17号 本巢市下水道条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

補足説明の後、審査に入りましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第18号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、審査の経過

と結果について報告します。

審査いたしました。報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第19号 本巣市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

審査をいたしました。報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第20号 本巣市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

審査をいたしました。報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第21号 市道路線の認定及び廃止について、審査の経過と結果について報告します。

審査をいたしました。報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

#### ○議長（遠山利美君）

議案第16号 本巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へ。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第16号 本巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号 本巣市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第17号 本巢市下水道条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第18号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号 本巢市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第19号 本巣市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号 本巣市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第20号 本巣市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第21号 市道路線の認定及び廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（遠山利美君）

暫時休憩します。10時40分より開会しますので、よろしく申し上げます。

午前10時20分 休憩

---

午前10時38分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第22 議案第50号（質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第22、議案第50号 平成24年度本巢市一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

7項目ありますので、よろしく願いいたします。企画部関係が多いですが、基本的には今回いただきました資料に基づいて、予算説明資料新規課題事業の資料に基づいて質問をいたします。

まず、そのページ数は、そのページ数であります。まず、12ページに笑顔のまちづくり懇談会がございます。

この中で、市民や企業が笑顔で夢を語れるような懇談会、そして有識者や企業経営者等による懇談会と目的を述べています。この懇談会において、最初に市民や企業が笑顔でというふうにありますけれども、市民の出番というのは、必要に応じて出席を要請されたときに限るのかどうなのか、この点をまずお伺いいたします。

二つ目に、14ページであります。事務事業評価、これについてお伺いをいたします。

市民を外部評価委員にというふうに書いてあります。同時に、当該事業に利害関係を持たない有識者による評価とあります。一体どういう人を評価委員に想定しておられるのか、お伺いいたします。

三つ目に、次の15ページで市民協働指針について記載されています。策定委員は大学教授、市民代表など9名とあります。お伺いするのは、この市民協働指針にかかわることだけじゃなくて、一般的な話というふうに聞いてください。

市民代表というような形にすると、恐らく一般的には自治会長を想定されているというふうにし

います。ほかの委員会でも同じですけども、どの委員会行っても市民代表というふうな場合にはほとんど自治会長が顔を出されていると。しかし、市民参加を進めようという場合には、もっと幅広い人材の発掘や登用が必要だと思うんですが、そういったことは、とりわけ市民協働指針をつくっていくというような中には必要ではないかというふうに思います。ほかの委員会のことも念頭に置きながら考え方を伺いたいと思います。

次、16ページです。16ページ、田舎暮らしの体験ツアー、これ記載されている内容は、生涯学習施設ながみねを拠点として、中略して、移住相談会等を実施しますというふうに書いてあります。総務企画委員会を傍聴した折、企画部長のほうに誤解があるということで説明の訂正と申しますか、補足と申しますか、触れられております。

その中で、体験ツアーの集合場所でしたか、体験ツアーの集合場所とするんだというふうに言われました。集合場所であれば結構なんですけども、ただ書いてある文章をそのまま今読み上げたように読みますと、そうはならないですね。であれば、この説明文自体がやっぱり適正でなかったというふうに思わざるを得ませんが、その点はいかがなものか。

18ページですが、おもてなし事業について、これ産業建設委員会でも、観光協会の関係で若干質疑があったようでございますけども、観光協会が実施する、市長の所信表明の中にもこのように書いておりますけども、観光客へのおもてなしを強化する事業というふうに言われています。それと企画部とのすみ分けは一体どのようにされているのか。

次に、これは説明資料に関係ございませんけども、防災に関して総務部長にお伺いしたいと思います。

政府の地方財政計画では、東日本大震災に関連して現地の復興にかかわる防災予算とあわせて、それ以外の地域でも緊急防災・減災事業として6,300億円余りが含まれています。その対象事業に認定されると大変有利な事業展開ができるというふうに言われていますけども、この緊急防災・減災事業について今どのような状況になっているのか。そして、また市としての対応はこれについてどうなのか、お伺いをいたします。

最後に、これも総務企画委員会で質疑があった内容でありますけども、年少扶養控除の廃止によってそれぞれの所得税がふえ、市の増収はどうなのかということで、たしか7,700万円の増収になるという話があったというふうに記憶しております。

その確認とあわせて、これだけの増収が年少扶養控除の廃止によって賄われる。このお金については市民に返す算段をしたらどうかというふうに考えます。先ほど条例改正でもございました介護者の慰労金、そう多くの減額があったわけじゃありませんが、そういったところに充てる、あるいは市民の暮らしを守るために使うというような具体的な何か手だてを考えたらどうかというふうにも思いますが、その辺についてのお考えがありましたら伺いたいと思います。以上、7点です。

#### ○議長（遠山利美君）

それでは、答弁を企画部長、1から5までお願いします。

高田君。



## ○企画部長（高田敏幸君）

それでは、順次お答えしたいと思います。

1点目の笑顔のまちづくり懇談会に対して、市民の出番はどういうふうに行っていくのかという御質問でございますけども、この笑顔のまちづくり懇談会につきましては年間5回を予定しております、各それぞれ、その都度その都度テーマを決めまして懇談会を行う予定にしております、委員の方につきましては大学教授の方を2名と、それから企業経営者等ということで4名ほどの計6名で行う予定でございますが、そのテーマごとに、企業経営者ではなくて市民の方、あるいはNPOの方、いろんな方を、それぞれそのテーマに合った方を選びながら懇談会を開催する予定でございます。

それから14ページ、事務事業評価事業の中の、市民についても評価委員にしますし、それから外部評価委員につきましては、今の利害関係のない人を選ぶというふうに書いてあるがということですが、基本的にはこの外部評価委員の利害関係のないというような方につきましては、これも一般的にはそういった行政経験者であるとか、市外の大学の先生方、こういった方を予定をいたしております。

それから15ページの市民協働指針の中で、全般的に市民代表というのは出てくるが、一般的にいつも市がやる市民代表というと自治会長さんが多く登用されるというようなことで、市の考え方はということですが、できるだけそういうことを今後省きまして、一般的に市民代表といいますと、やはり公募制をとっていきたいというふうを考えております。

それから16ページでは、田舎暮らし体験ツアーの中の概要の中の日帰りツアーの書きぶりが、概要の中の書きぶりが、生涯学習施設がみねを拠点として実施をしていくというような書き方してありまして、これにつきましては総務企画委員会で答弁したとおりでございます、ここを将来的にもここを拠点として使っていくということではなしに、たまたまこの年のこの内容がカブトムシとか川遊びだということから、ここに集まっただいて、こういった事業を実施していくという意味でございますので、誤解を招いたことにつきましてはおわびを申し上げます。

次に、18ページのおもてなし事業の中で、観光協会との関係といたしますか、すみ分けといたしますか、そういった御質問でございますが、これにつきましては今年度書いてあるとおり、また1日で終わっておったレセプション等につきましては、やはりもう少し、毎年度毎年度見直しをしておりますが、もう少し来ていただいた人にもやはりおもてなしをするということから、せっかく野外ステージがございますので、私の企画部のほうでそういったテントを1週間分、1週間分のテント費用ですとか、そういったものを見ながら、そこでまたステージを使った市民の方に活用していただいて、そこの舞台を活用して、来ていただいた人にも楽しんでいただくというようなことを、これ観光協会のほうから実は提案がありまして、そういうことであればうちのほうも協働してやっていきたいと思いますので、ステージの内容等につきましては、観光協会さんのほうにお願いしておる部分もございます。

それから、観光協会さんでは、桜の公園の中でボランティアによる説明員等の配置も考えておら

れますし、それからうちと協働しながら、そういったパンフレットの交付、あるいは今度は懸賞金付きのアンケートも実施をいたしますので、そういったところも協力しながらやっていこうというふうに考えております。以上でございます。

○議長（遠山利美君）

次、5番目と6番目につきましては、総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

緊急防災対策事業の補助ということでございますが、今、このうちの予算の中に上がっているものにつきましては、これに該当するものはないと記憶しておりますが、デジタル無線がそれに該当するのではないかなと思ってまして、これにつきましては本巢消防、要するに広域のデジタル無線ということでございましたので、うちのほうではデジタル無線直接は使っておりませんし、受信機だけでございますので、該当はしなかったと思っております。

次に、7,700万円の扶養控除に伴う増額でございますが、市民税、実は前回の差金がございます、実は7,700万円上がるわけなんでございますが、団塊の世代の退職及びリストラ等によりましてと雇用情勢、納税義務者の減ということで、個人住民税につきましては所得割で400万円余りの増で、均等割につきましては減になります。この金額は少ないわけでございますが、合わせまして400万円余り、7,700万円でございますが、400万円余りの増となるところでございます。

それも税総体的に見ますと1億2,000万円、1億2,500万円余り総体的に見ますと減になるという状況でございますが、7,700万円扶養控除の見直しによるわけでございますが、総体的には税としては減になるというところでございますので、手だてにつきましてはそれをもって、7,700万円をもってという、総体的に考えますとそういうわけにはいかないかなというふうに考えておるところでございますので、よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

では、最初の笑顔のまちづくり懇談会について改めてお伺いしますけれども、確認になるかもしれませんが、有識者や企業経営者等によるということで、この等の中に、先ほど言われたテーマごとに、企業経営者ではなくて市民やNPOというふうに言われた。だから、有識者や市民、有識者やNPOによる懇談会という場合もあるというふうに理解すればいいのでしょうか。そうであれば、そのような書き方をぜひしてほしい。こう書いてあれば、有識者と企業経営者が懇談をするというふうにしか一般的には等がついててもなかなか思わないので、そのあたりの確認をしたいと思えます。

二つ目の事務事業評価で、市民を外部評価委員にというのは、その市民というのは、基本的には行政経験者というふうに限定をされておられるというふうに理解すればいいのか。

次、田舎暮らしツアーについては、先ほど申し上げたように、意図は理解しましたので、そうい

う表現になるように今後も考えてほしいと。ただ、少なくとも、書いてあるとおりに読めば、そういうふうには読めないという状況でございますので、これは今後の問題として結構です。

おもてなし事業については、今回は結構ですけども、次回のそれぞれどういう部分が市で企画で対応するのか。すみ分けについては、もう少しわかるような形にしてほしいというふうに思います。

防災に関して、今度のこの緊急防災・減災事業の対象になる事業として上げられておりますのは、例えば防災拠点施設、防災資機材等の備蓄施設、非常用電源、津波は直接関係ありませんので、防災無線のデジタル化、消防無線のデジタル化、これは先ほど言われました。こうした防災に絡んで結構幅広く使えるような内容になっています。

こういったものに、もし認可を受けられれば100%、この緊急防災・減災事業債を活用できるという内容であり、本巢消防がこれに対応するというのもあわせて、市としてできることは、なるべくこういったものを活用できればしたほうがいいのではないかとこのように思います。その点で、さらに検討が要るのではないかと。正直言って、いつまでにこれを申し込んでということについては私まだ十分承知しておりません。また可能であれば、そういった方策も考え、必要においてはやっぱり予算の編成の見直しもしてはどうかというふうに考えます。その辺についての、今の段階でわかる範囲で結構でございますけども、お考えを改めて伺います。

最後の7,700万円の件であります。年少扶養控除が廃止されると、当然所得割、保育料とか国民健康保険税、そういったものの所得割が上がります。けれども、それについては年少扶養控除があったとして計算をしていくということととりあえずクリアなんです。それがじゃあいつまでかという、わからない。新年度についてはとりあえずそれでいけるだろうと。その次になるとどうなのか、まだ明らかになっていません。

そういった中で、やっぱり市民の負担、特に年少扶養控除がなくなるということは若い世代の負担がふえるということでもあります。したがって、この7,700万円全部それに充てよという意味ではありませんけれども、そういったところにさらに目を向けていく施策というのが考えられていいのではないかとこのように思います。この件については、総務部長よりも市長に、今の段階でのお考えで結構ですので、伺いたいと思います。以上です。

**○議長（遠山利美君）**

初めに、企画部長 高田君。

**○企画部長（高田敏幸君）**

それでは、まず笑顔のまちづくり懇談会の市民の出番ということで確認でございますが、書き方が悪いと言われればそうなんでしょうけども、言われたとおり、5回開催する中で、大学教授と公募された一般市民が入るということもあるということでございます。

それから、二つ目の事務事業評価の中の外部評価委員につきましては、行政経験者だけではなく、現職のそういった大学の教授、こういった方もお願いしようというふうに考えております。以上でございます。

**○議長（遠山利美君）**

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

済みません、先ほどの減債基金の関係でございますが、ごめんなさい、当初予算説明資料の5ページでございますが、市債のところ、ごめんなさい、上げておまして、5ページの6番の市債のところ、緊急防災・減災事業債ということで、6,460万円ということで、充当事業としましては、その右側でございます総務部のほうの関係では防災倉庫の整備事業、小・中学校の体育館のトイレの改修事業、それから本巣地域の同報系デジタル化事業ということでございます。以上でございます。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

扶養控除の廃止に伴って増収になるということで、それを還元云々というお話でありますけども、いずれにいたしましても、この辺の推移はこれからも見ていきたいと思っておりますし、また、この扶養控除云々だけじゃなくて、これからの今の子育て世代の、何ていうんですかね、支援ということについては一生懸命取り組んでいきたいなというふうに思っております。扶養控除が廃止云々とか、戻るとか廃止するとかということとは別に今後も考えていきたいと思っておりますし、これによってふえる税どうのというのは、これからの推移を見てまいりたいし、また国の動き、それからまた他の市町との動き等も見ながら、市としてどういうことが考えられるかということも考えていきたいというふうに思っております。現時点では推移を見とるということでございまして、特に何かをするということは今考えてはおりません。

○議長（遠山利美君）

ほかにございますか。

〔挙手する者あり〕

高田君。

○6番（高田文一君）

予算書の給与費明細表が128ページからつけてございますが、ここの中でちょっと3点ばかりお聞きをしたいと思います。

まず、128ページの特別職が7名ふえているんですが、できれば内訳がわかれば教えていただきたいことと、それから129ページの職員数ですね。本年度の職員数は、以下については1月1日と記載してございますけれども、多分予算を作成された時点の給与だと思いますが4月でしょうか、確認をしたいと思います。

それから134ページですが、そこに昇給の内訳が書いてございますが、いわゆる比率ですね、昇給比率が前年に対して94.5%、これは合計でいっておりますけれども、合計で94.5から97.21に上がってますね。昨年予算書を見ますと、昨年場合は同じところを95.9から94.5に下がった計算といたしますか比率出しておられますが、今回、特にこういうふうに比率が上がってるというのは、

前に出しておられました本巢市の人材育成基本方針、ああいう、いよいよそういう方針にのっとって、本巢市職員の給与をそういう体系をつくっていかれているのか、あるいはラスパイレスがたしか低かったですよね、本巢市、そういうことを考慮されて、昇給率が数字としては高くなっていますね、その理由をちょっとお聞きしたい。

○議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

○企画部長（高田敏幸君）

まず、128ページのその他の特別職が7名ふえておるということでございますが、これすべて本年度1,086名おりますが、市のいろんな保育園の先生方につきましても報酬で払っておるそういった関係で、全体でこの7名ふえたということでございますので、どこの人が7名ふえたというのはちょっとここでは分析しておりませんので、申しわけございませんが。総体で7名ふえておりますので。

それから、人数につきましては、それぞれ4月当初予算費でございますので、今回、昨年から4名減っておるということでございます。

それから134ページの昇給関係でございますが、今年度は比率が多いということでございますが、御存じのとおり、それぞれ昇給するためには、それぞれの階層で何年以上いると、職務級に何年おると次の級へ上がるという制度でございますので、たまたまその年によって偶然当てはまらない職員もおりますので、このパーセントにつきましては多少上下するかと思います。しかし、昨年から言っておりますとおり、ラスパイレスを上げるためにそういった職務級の見直しもしておりますので、そういったことが多少影響しておるというふうには考えておりますし、また昨年来、そういった係長級を一つ上の級へ上げるという、3級から4級に上げておる関係から、こういった率が上がってくる、上がってきたということも影響をしておるというふうには考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

昇給率のことについては、定期昇給じゃないと。特別に何人かは昇格させるという考え方の中で出てる。それははっきりしてますか、その辺。

もう一つ、せっかく本巢市の人材育成基本方針ってつくられましたよね、冊子を。そのことは着々と進めているのか、これから進めていかれるのか、その2点をお聞きします。

○議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

○企画部長（高田敏幸君）

昇給のことにつきましては、特昇のことにつきましては、現在、勤務評定を年2回実施をしております。そういった中で、ある程度一定の基準をクリアしておる職員については特別昇給を実施を

しております。

また、今の人材育成計画を策定をいたしまして、研修等を実施しながら職員の人材育成に努めておるところですが、毎年、新しい研修等も作成をいたしまして、今後も十分実施をしていくところでございますが、特に新年度からは一般の会社、企業、あるいは福祉施設、こういったところへの職員の研修も考えておまして、職員の人材育成につきましては、今後も十分取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○議長（遠山利美君）**

いいですか。そのほかございますか。

[挙手する者あり]

鏑本君。

**○2番（鏑本規之君）**

2点、お伺いをいたします。

岐阜バス大野線に対しての補助金のことなんですけれども、ページ数としては3ページに記載されているかと思うんですね。記載金額に沿って、これから順次、毎年毎年この金額で補助をしていくのか。また、この路線がさらなる赤字がふえてきたときも増額を考えているのかの説明を少しお願いをします。

それともう1点は、糸貫の西幼稚園の建設に関してでございますけれども、各委員会、また一般質問等でもされたことがあるかと思うんですけれども、どうしてあそこに建設をしなければいけないのかの理由が出てきていないんですね。そのことも含めて御説明をお願いをいたします。

**○議長（遠山利美君）**

一つ目の質問に総務部長 中島君。

**○総務部長（中島治徳君）**

お手元の説明資料にもございますように、大野穂積線につきましては、上限額はここにありますように2,000万円と。2,000万円を限度としまして、関係市町で距離や利用状況を考慮しまして、均等割が200万円でございます。あと利用者、距離割によって、負担額を毎年決定していくということになっております。これは10月から9月までの利用実績ということで岐阜バスが出してきますので、それに基づきまして毎年検討するわけでございます。今年度だけは半期分ということでございますので、この金額を計上させていただいておるわけでございます。これもここに、新規課題事業の説明資料の中にも書いてございますので、よろしく申し上げます。

**○議長（遠山利美君）**

二つ目について、健康福祉部長 浅野君。

**○健康福祉部長（浅野 明君）**

糸貫西幼稚園の位置についての御質問でございます。

この場所につきましては、一般質問の中にも出ておりましたが、市の市有地の中で検討していく過程において、ここはもともと子どもセンター、あるいは糸貫の幼稚園があった場所ということで、

地域の方にも大変思い入れのある場所ということで、今回、この場所を計画させていただいたということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

バス路線のことについて少し説明が、私の望んだ説明ではなかったように思うんですね。

この件においては、先輩議員が一般質問しております。その中でいろんな回答も得ておりますけれども、私が聞きたいのは、毎年毎年これを、2,000万円を上限とする。ですけれども、相手は民間の企業なんですね。そうすると、民間の企業は赤字路線を存続しなければいけないという義務はないんですね。そうしたときに、企業ですから利益を追求をしていく。また、この路線は、今は半期で2,000万円ですよ。もっとたくさんの赤字が出たときに、市町村が補てんをしていただけるなら存続をしますよというようなことを提示されたときに、上限なくその要求をのんでいくのかということなんです。そのことの判断がなされているのかということをお聞きしたかったんですね。答えなければ、それはそれで仕方がないと思います。

また、今期は半期ということで計上されて、通常でやればこの倍というふうに解釈をするんですけれども、それがこういうふうに補助を出しますよ。だから、5年間なら5年間、10年間なら10年間、間違いなくこの路線は計上していきますよというような担保がとってあるのかだけ聞きます。

○議長（遠山利美君）

二つ目、総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

大野町を初め本巢市、瑞穂市、北方町ということで、2市2町で、岐阜バスに対しては文書をもって2,000万円を上限とするということで申し入れはしてありますが、今後、営業努力をしていただくということはもちろんのことでございますが、例えばこの先どんどん赤字が膨らむか膨らまないかということにつきましては、営業努力をしていただきながら、もし例えばこの2,000万円だめですよということでしたら、また皆さん方にも御協議申し上げながら進めていきたいと、このように考えております。

○議長（遠山利美君）

よろしいですか。

○2番（鏝本規之君）

もうよろしい。やっても仕方がない。

○議長（遠山利美君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼君。

**○18番（鵜飼静雄君）**

今回の予算では、念願の本巢保育園、糸貫西幼稚園、さらに糸貫東幼稚園の改築関係の予算が含まれています。

しかしながら、見過ごしてできない問題も幾つか同時に含まれています。例えば介護慰労金、これについては条例の反対討論で触れましたので省略いたしますが、そのやり方には温かみを感じられないというのが残念であります。

また、かがやきドームの件です。これも一般質問で指摘しましたが、計画当初にいろんな意見に顕著に耳を傾けていれば、今、新たに人工芝の予算を出すというようなことにはならなかったはずであります。仮に当初からしっかり考えていれば、もっと経費を節減できたことは十分想定できます。

ながみねの件は、補正予算で述べたとおりであります。

いずれも進め方に重大な問題があると言わざるを得ません。今回、定住促進にかかわる事業の予算が新たに含まれています。それらを実効性のあるものにするためには、そうした教訓にしっかり学び、民主的な開かれた行政運営が望まれます。その立場から今後の取り組みを注視していくことを述べて、反対討論といたします。

**○議長（遠山利美君）**

ただいま反対の発言がございました。

賛成の発言はありますか。

[挙手する者あり]

大西君。

**○16番（大西徳三郎君）**

賛成討論をいたします。

藤原市長2期目に当たって最初の予算ということで、今までの4年間の一般会計の計上については、健全財政を保ちながら実行されてきたというふうに評価しております。

また、これから、この24年度一般会計の予算についての計上については、政治家、藤原市長ということで、その色が少し出てきたかなと。いろいろなめり張りがついた予算であるということはある程度評価をしております。今後とも政治家、藤原市長ということで、いろんなどこで力を発揮し、また今年度の予算についても計上していただきたいなど。そんなようなこと期待を持ちながら、今回の一般会計予算については賛成をいたします。

**○議長（遠山利美君）**

反対の発言はございますか。



[挙手する者あり]

反対ですか。

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

いろいろとお尋ねをした中において、この予算全体を評価させていただくとするなら、非常に高い評価が得られるかと思っております。いろんな分野の中において、非常にいいこともやっていただいております。

けれども、先ほども言いましたように、市民から預かった大切な税金を節度ない形でとめどなく出していくというようなことが含まれている一部の予算、また、先ほども言いましたけれども、幼稚園の場所についても、不特定多数の方たちが大勢そこに入出入りする施設の近くにつくらなければいけない理由がどうしても見当たりません。今の世相の中において、子どもたちの安全を図るために学校の施設の中に一般人が入れないようにして施錠をしているというこういう時世の中において、あえてそこでつくらなければいけないという理由がどうしても見出せませんので、大半の予算においては賛成をしますけれども、この件において反対とさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

賛成の発言はございますか。

[挙手する者あり]

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

ただいま議案となっております50号につきまして、賛成の立場から討論に参加したいと思います。今予算におきましては、さきに行われました市長選での公約、さらには所信表明で述べられました今後4年間の思いが十分に反映された予算であると私は高い評価をしております。さらに元気で笑顔があふれる本巢市に向かうことを祈念申し上げ、賛成とさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第50号 平成24年度本巢市一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議案第51号及び日程第24 議案第52号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第23、議案第51号 平成24年度本巢市国民健康保険特別会計予算について及び日程第24、議案第52号 平成24年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてを一括議題といたします。

議案第51号から議案第52号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 後藤壽太郎君。

○文教福祉委員会委員長（後藤壽太郎君）

それでは、委員長報告をいたします。

議案第51号 平成24年度本巣市国民健康保険特別会計予算について、審査の経過と結果について報告をいたします。

審査をしましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第52号 平成24年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算について、審査の経過と結果について報告をいたします。

保険料算定において均等割が増額される改定が行われているが、所得割と均等割の比率はどのようになっているかとの質問があり、所得割43%、均等割57%となっており、高齢者の方々は所得が低いこともあり、このような比率になっている旨の回答がありました。

さらに、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会において全体議論はあったのかとの質問に対して、全体としての議論はなかった旨の回答がありました。

採決の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、よろしくお願いをいたします。

○議長（遠山利美君）

議案第51号 平成24年度本巣市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へ。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第51号 平成24年度本巣市国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第52号 平成24年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

**○18番（鵜飼静雄君）**

それでは、反対討論を行います。

岐阜県の後期高齢者医療の保険料は1人当たり平均で2,188円上げられました。もともと家族や社会のために長年尽くされた高齢者の方々が安心して医療を受け続けられるようにする制度だというふうに言っています。けれども、実態は改定のたびに保険料がどんどん上がっていく。しかし、広域連合の議会では、負担がふえていくことに対して議論もしていないということでもあります。制度そのものが破綻に瀕しているとも考えられます。そうした後期高齢者医療の予算には反対をいたします。

**○議長（遠山利美君）**

ただいま反対の発言がございました。

賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

大西君。

**○16番（大西徳三郎君）**

賛成討論をいたします。

今、反対討論ありましたけど、もともとこの後期高齢者、この予算につきましては、県で一本で、岐阜県でそれぞれやられておるわけですけど、国においても今の民主党政権が保険制度の改正とかどうのこうの言っておられて一向にまだ上がってきておりません。まだ見えてこないわけですけど、少なくとも広域でやらなきゃこういうことはもうできないと思いますし、また分母が広く大きくなければ、こういう高齢者医療についてはできないかなと思います。いろんなこと議論あるかもわかりませんが、そのようなことで広域でやっていく、また非常に岐阜県は厳しいわけですけど、いたし方がないという判断をいたしております。そのようなことから賛成をいたします。

**○議長（遠山利美君）**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第52号 平成24年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第25 議案第53号から日程第28 議案第56号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

### ○議長（遠山利美君）

日程第25、議案第53号 平成24年度本巢市簡易水道特別会計予算についてから日程第28、議案第56号 平成24年度本巢市水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

議案第53号から議案第56号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 安藤重夫君。

### ○産業建設委員会委員長（安藤重夫君）

では、報告をいたします。

議案第53号 平成24年度本巢市簡易水道特別会計予算について、審査の経過と結果について報告をいたします。

補足説明を受け質疑に入りました。

水道の宅内引き込みについて、住民が望めば、すべての引き込みはできるのかと質問がありまして、市の水道事業給水条例第2条により、配水管が布設してないところ、もしくは採算上著しく不相当である地域または給水能力の限界を超える場合は給水しないことがある。また、配水管が布設していないところであっても、給水を受けようとする者が工事に要する経費を負担するときには、給水をすることができる旨の回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第54号 平成24年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について、審査の経過と結果について報告します。

詳細説明を受け審査に入りましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第55号 平成24年度本巢市公共下水道特別会計予算について、審査の経過と結果について報告します。

詳細説明を受け審査に入りましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第56号 平成24年度本巢市水道事業会計予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

補足説明を受け審査に入りました。

地震災害に備えた配水管の整備状況についての質問があり、100ミリ以上の耐震適合管整備については、本巢上水で、管延長約2万4,800メートルに対し2万2,100メートル、89%、文殊簡水で、管延長約8,750メートルに対し3,480メートル、40%、糸貫上水で、管延長約4万2,300メートルに対し1万2,100メートル、28.6%、真正上水で、管延長約3万7,600メートルに対し1万8,100メートル、48.8%である旨の回答があり、あわせて平成24年度の予算で3,820メートルの老朽管の布設替えを行うということも報告をされました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

#### ○議長（遠山利美君）

議案第53号 平成24年度本巢市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へ。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第53号 平成24年度本巢市簡易水道特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第54号 平成24年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第54号 平成24年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第55号 平成24年度本巢市公共下水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第55号 平成24年度本巢市公共下水道特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第56号 平成24年度本巢市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第56号 平成24年度本巢市水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第29 議案第57号及び日程第30 議案第58号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第29、議案第57号 本巢市教育委員会委員の任命について及び日程第30、議案第58号 本巢市教育委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、議案の追加をお認めいただきましたので、本日提出いたしました追加議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第57号 本巢市教育委員会委員の任命についてでございます。

本巢市教育委員会委員の任期が、平成24年3月29日に満了するため、片岡孝一氏を再任するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第58号 本巢市教育委員会委員の任命についてでございます。

本巢市教育委員会委員の任期が、平成24年3月31日に満了するため、白木裕治氏を再任するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、適正な御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠山利美君）

議案第57号 本巢市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第57号 本巢市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第58号 本巢市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第58号 本巢市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

### 日程第31 発議第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（遠山利美君）

日程第31、発議第1号 鵜飼静雄議員に対する議会運営委員辞職勧告決議についてを議題といたします。

本案については、鵜飼静雄君は地方自治法第117条の規定に該当し、除斥されますので、退場を求めます。

（鵜飼静雄議員 退場）

発議第1号について、提出者に説明を求めます。

若原敏郎君。

#### ○12番（若原敏郎君）

発議第1号 鵜飼静雄議員に対する議会運営委員辞職勧告決議について。

鵜飼静雄議員に対する議会運営委員辞職勧告決議について、別紙のとおり発案する。平成24年3月26日提出。提案者、本巢市議会、若原敏郎、賛成者、本巢市議会、大西徳三郎議員、賛成者、本



巢市議会、瀬川治男議員。

提案理由としまして、12月議会に一つ悪い例ができてしまいまして、将来にこういう例が残ってはいけないということで提案させていただきました。

本巢市議会が、市民から付託を受けた代表として、信頼にこたえる議会であり、議会の規律を正し、議会の権威を保つために発案するものであります。案がつけてありますので、これを朗読させていただきます。

鵜飼静雄議員に対する議会運営委員辞職勧告決議（案）

鵜飼議員においては、文字どおり、議会の運営について協議し、円滑な議会運営を期するために編成されている議会運営委員会委員で、しかもその委員長という立場にあります。

昨年12月7日、12月定例会の自身の一般質問の最中に、会議規則で禁じられている携帯電話を持ち込み、そのことを12月16日に開催された全員協議会の中で、みずからその行為を認めている発言をしています。一部議員からの謝罪をするよう求める声にも全く応じていません。

1月12日の臨時議会及び今定例会の中で、謝罪の言葉を待ち続けていましたが、一向にその気配もないまま、みずからの行為を肯定するかのごとき、携帯電話の持ち込みを可とするような会議規則に改正しようとしています。議会運営委員長であるみずからが、先頭になって行おうとしている行為は断じて許されるものではありません。

市民から付託を受けた代表として、信頼にこたえる議会であるため、議会の規律を正し、本巢市議会の権威を保つためにも、議会運営委員を辞して、けじめをつけられることを勧告するものであります。以上、決議する。平成24年3月26日、本巢市議会。

#### ○議長（遠山利美君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へ。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立少数です。したがって、発議第1号 鵜飼静雄議員に対する議会運営委員辞職勧告決議については、否決することに決定しました。

鵜飼静雄君の入場を許可します。

(鵜飼静雄議員 入場)

---

日程第32 発議第2号(上程・説明・質疑・討論・採決)

○議長(遠山利美君)

日程第32、発議第2号 本巣市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第2号について、提出者に説明を求めます。

高橋勝美君。

○7番(高橋勝美君)

発議第2号 本巣市議会委員会条例の一部を改正する条例についてということ。

本巣市議会委員会条例(平成16年本巣市条例第160号)の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び本巣市議会会議規則第13条の規定により提出する。平成24年3月26日。提出者、本巣市議会議員、高橋勝美、賛成者、本巣市議会議員、後藤壽太郎議員、賛成者、本巣市議会議員、中村重光議員。本巣市議会議長 遠山利美様。

提出理由は、本巣市議会会議規則第161条に規定する協議等の場の構成員について適用するため、この条例を定めるものである。

改正する条例については、本巣市議会委員会条例(平成16年本巣市条例第160号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「並びに議会運営委員及び特別委員」を「及び委員」に改め、同条第2項中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、閉会中においては、議長の許可を得なければならない。

詳細については、追加議案の説明資料の2ページに新旧対照表を参照してください。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日より施行する。

以上でございます。

○議長(遠山利美君)

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席にお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号については、委員会付託を省略したい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、発議第2号 本巣市議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第33 発議第3号（上程・説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（遠山利美君）

日程第33、発議第3号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

発議第3号について、提出者に説明を求めます。

鵜飼静雄君。

#### ○18番（鵜飼静雄君）

それでは、発議第3号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則について提案をさせていただきます。

村瀬明義議員、道下和茂議員の賛同をいただき、お手元の配付の規則の改正を提案するものであります。

提案理由としましては、議場または委員会の会議室への携帯品の持ち込みについて、実情に即して範囲を定めるためでございます。

内容につきましては、本巣市議会会議規則（平成16年本巣市議会規則第1号）の一部を次のように改正するというところで、第146条第4号中「携帯電話等の類を」の次に「使用する目的で」を加えるという内容であります。

附則として、この規則は、平成24年4月1日から施行というふうに提案をしたいと考えています。

以上です。

#### ○議長（遠山利美君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

若原君。

○12番（若原敏郎君）

今、提出者から説明がありましたが、提案理由として、携帯品の持ち込みについて実情に即してということが書いてありますが、使用できないなら携帯電話を持ち込む必要はないと私は思うんですが、「使用する目的で」を今回追加された理由は何ですかということと、改正前の持ち込みしてはいけないということ、今回改めて変えたという理由は何ですか。

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

今、二つ言われたけれども、まとめて。

これまでも全協等で説明をさせていただいておりますように、携帯にしても実質的に身の回り品になってしまっている今の状況の中で、他市、少なくとも、他県までは調べておりませんが、少なくとも岐阜県内の市の状況を見ますと、これを制限しているところはほとんど見当たらないという状況の中で、持ってる、あるいは持ってないということで云々することがあえて必要かどうかという考えもあります。

会議規則というのは、もともと会議の円滑な運営を妨害しないために定められているものであります。そういう観点から考えて、そして、この旧来の規則がもう随分前につくられたときと社会状況も変わってる中で、あえて持っていること自体まで制限する必要はないだろうと。ただし、それを中で使用すると、それは議事の妨害、あるいは議事の運営に支障が起きる可能性があるということで、「使用しない目的」を明記することによって、支障が生じないだろうというふうに考えています。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

若原君。

○12番（若原敏郎君）

今、時代が、この規則がつくられたのがずっと以前で、時代が変わってるということをおっしゃいましたが、それならラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、こういうものも、もう当然持つてくる人はいないので、そのあたりも改正したらどうなのか。ただし、今のここの第4号だけを、「使用する目的」を追加するというのは本当に不自然だと思います。

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

議会運営委員会の中でいろいろ論議する中では、今、言われた部分も論議をいたしました。そうした中で、とりあえず今回は最小限の改定にとどめようということで、この内容で一致を見、提案をさせていただくという形になったわけでありまして。言われることは十分理解はしています。

○議長（遠山利美君）

ほかに質問はありますか。

[挙手する者あり]

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

非常にいい改正かなとは思ってはおりますけれども、少しお伺いをいたします。

今の説明の中で、こういう携帯等、ここにはラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機、携帯電話等の類を使用する目的で携帯しているものというふうに改正をするというふうにとれるんですね。今の中の説明の中において、こういうものを今まで制限していたのは、議会の運営上、障害になる、また弊害になるであろうということでそういうものを制約、制限をしてきたかと思っております。携帯電話なんかにおいては、電源を切っておれば仮に鳴ってきても何してきても、音がするわけでもなし、何か光が発するわけでもないかと思っております。ですから、電源を切っておれば、当然、使用としてはできないんですけれども、音がしなければ持ち込んでもいいという、使用しなければいいという。

先ほどの説明の中では、議会の運営上、弊害、また支障を来さなければということになれば、そこに書かれている録音機にしても、それから今で言う8ミリかな、そういうビデオにしても、何ら他に迷惑がかかるようなものではないかと思っております。ですから使用しているか、使用していないかは非常にわかりづらいと思うんですね。スイッチが入っているか否かは、はっきり言ってわかりません。ここに持ってきて、こうやって並べておいて、それに電源が入っているか否かはわかりません。その中において、使用を目的とするか否かの判断はどこでなされるつもりなのか、お伺いをいたします。

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

例えば携帯電話一つとってみても、持ってるか持っていないかというのは身体検査をしなければわからないわけです。だから、今、質問の内容についても、議会でだれかがそれを一々チェックして、今どういう状態にあるかということを確認するというようなことは、到底議会としてやることではないし、それぞれのモラルの中でやっていただくということでしかあり得ないだろうというふうに思っています。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

今の中で、議員の各位の判断ということで、また、議員それぞれのモラルの中において、ボディーチェックまでもできないであろうということなんですね。

たまたま携帯電話を持っていると、マナーモードにしても本来ぶうすこぶうすこ言うことが

あるんですね、鳴ってしまうことが。録音機にしても、録音をする機械にしても、スイッチを入れておれば何ら音がすることではなくて、何ら議会に対して弊害も来すものでもない。また、ビデオカメラにしても、スイッチが入っておるからといって、昔のようにがたがた音がするものでもなく、持っているか持っていないか、映しているか映していないかもわからないような状況の中において、使用目的、ここに書いてある、わざわざ、使用する目的でなければ、逆に言えば持ち込んでもいいというふうに解釈もできますので、これは大いに賛成をします。

○議長（遠山利美君）

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

提出者は自席へ。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

携帯電話を議場に持ち込んでしまった私が、前例のある私が言うのも甚だ僭越ではございますが、反対の立場から討論をしたいと思います。

今、政治に対する不信が深まっております。行政運営に当たっては、まずは市民の政治への信頼が前提にあり、そのために我々議会はさらに厳しい規律を求め、その付託にこたえていかなければなりません。

昨今の記事を見ますと、岩手県では、県立高校の入試において持ち込みが禁じられております携帯電話が、廊下でバイブ状態で鳴っただけで受験ができず、不合格とした厳しい処置をとっております。

また、最近の携帯電話の普及拡大に伴い、冠婚葬祭や講演会などの場において、静まった場面で音が目立ち、日本人のマナーが問われております。今回の改正では、使用目的ではないを加えることにより、逆の意味では使用目的でなければ持ち込み可能ということになり、議場が乱れることが心配をされます。

以上のことから、今回の改正はさらに高い規律が求められる議会に逆行することでありまして、一議員としてこれを認めることはできません。以上の理由をもって反対の討論とさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

ただいま反対の発言がございました。  
賛成の発言はございますか。

〔挙手する者あり〕

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

反対の討論が出ましたので、賛成の討論をさせていただきます。

今の提出者の説明にもありましたように、使用目的がなければ議場に持ち込んでもいいということであり、またそのことが、持ち込むことが、結果として議会の進行上妨げにならないということであれば、ここに書かれている、記載されているものを議場に持ち込んでも、何ら問題はないかと思っておりますので、賛成とさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、発議第3号 本巢市議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

日程第34 閉会中の継続審査申出書について

○議長（遠山利美君）

日程第34、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

総務企画委員長から、請願第1号 消費税増税に反対する請願について、閉会中に審査する必要があるので、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査としたい旨の申し出がございました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

閉会の宣告

○議長（遠山利美君）

以上で本会議に提出されました案件はすべて終了しました。

これをもちまして、平成24年第2回本巢市議会定例会を閉会いたします。20日間にわたりまして、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後0時03分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員